

## 80 00

**審決取消訴訟**

## 1. 審決取消訴訟

## (1) 審決取消訴訟

審決取消訴訟は、司法機関である裁判所が、行政機関である特許庁のした審決又は特定の決定について判断する訴訟である。

## (2) 管 轄

取消決定、審決、審判における補正却下の決定（意§17の2、商§16の2）又は特許登録異議申立書、審判・再審請求書の却下の決定に対する訴えは、東京高等裁判所の専属管轄であり、東京高等裁判所の特別の支部である知的財産高等裁判所が取り扱う（特§178、実§47、意§59、商§63、知的財産高等裁判所設置法§2）。

## (3) 当事者

原告は、取消決定若しくは審決を受けた者、審判において補正却下の決定を受けた者、特許登録異議申立書若しくは審判・再審請求書の却下の決定を受けた者、これらの承継人、参加人、又は参加を拒否された者である（特§178、実§47、意§59、商§63）。

## (注)

特許登録異議申立人の地位はその承継を認められていないので、承継人が原告となることはない。

被告は、特許登録異議申立て、拒絶査定に対する審判、補正却下の決定に対する審判及び訂正の審判の審決、審判における補正却下の決定（意§17の2、商§16の2）、特許登録異議申立書若しくは審判・再審請求書の却下の決定に対する不服審判では特許庁長官であり、それ以外の審判では審判の請求人又は被請求人、再審の請求人又は被請求人である（特§179、実§47、意§59、商§63）。

## (4) 出訴期間

出訴は、審決又は決定の謄本の送達があった日から30日以内に行うことができ、この期間は、不変期間である（特§178、実§47、意§59、商§63）。審判長は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、職権でその不変期間に附加期間を定めることができる（特§178、実§47、意§59、商§63）。

## (5) 判決

裁判所は、審理の結果、請求の理由があると認めるときは、その審決又は決定を取り消さなければならず（特§181、実§47、意§59、商§63）。処分又は採決を取り消す判決は、その事件について、当事者である行政庁その他の関係行政庁を拘束する（行政事件訴訟法33条1項）。この取消しの判決が確定したときは、審判官は、更に審理を行い、審決又は決定をしなければならない（特§181、実§47、意§59、商§63）。また、裁判所は、請求の理由がないと認めるときは、請求を棄却する。

## 2. 当事者間手続

## (1) 概要

新しい民事訴訟法(以下「新民訴法」という。)と民事訴訟規則(最高裁規則)が、平成10年1月1日から施行された。

この新民訴法の改正で、特許法、実用新案法、意匠法、商標法の審決取消請求事件(付与後異議による「取消決定取消請求事件」を含む。)の審理過程において、原告(出願人)と被告(特許庁)が、東京高等裁判所(知的財産高等裁判所)を介さず直接行う手続が新設された。

## (2) 手続の概要

直送(民訴則§83)

<直送の対象となる書類>

a. 準備書面(答弁書も含む) 書証の写し

民訴則§83により、原則として、「準備書面(答弁書も含む)」を相手方当事者に裁判所を経由することなく、直送しなければならない。

また、民訴則§137により「書証の写し」については、裁判所による送付が原則だが、直送することもできる。

## b . 受領書

民訴則§83 により、書類の直送を受けたときは、相手方当事者及び裁判所に、原則、受領書を送付しなければならない。

### < 書類の送付方法 >

#### a . 送付方法の種類

民訴則§47の規定から、直送その他の書類の送付は、送付すべき書類の写しの交付又はその書類のファクシミリ（FAX）を利用したの送信によってすると規定している。つまり、準備書面（答弁書も含む）書証の写しの書類を直送する場合、「郵送」、「窓口での提出」、「FAX送信」等のいずれかの送付方法で、直接相手方の送付場所に送付する。

#### b . FAX送信の長所と短所

「FAX送信」は、迅速性と手軽さという長所があるので「受領書」の送受信には積極的に活用する。

しかし、「準備書面（答弁書も含む）」には、化学式、図面等が含まれる場合があり、また「書証の写し」には特許公報、技術文献等の図面が多く含まれている文献が多いことを考慮すると、これらの書類は、「FAX送信」には適当ではない。

#### c . 裁判所からの要請事項

裁判所から、「準備書面」及び「書証の写し」の提出について、FAX送信を利用せずに、裁判所用の写し（3通）を添えて提出するように要望された。特許庁では、これを受けて、これらの書類の提出のFAX送信を用いることなく、窓口提出することとしている。

#### d . 特許庁からの直送書類の送信

上記の理由より、特許庁から直送する準備書面、書証の写しは、原則、「郵送」で送付される（従来どおり）。ただし、期日が切迫している場合は、「FAX送信」した後、「郵送」される。

また、特許庁から受領書の送付は、直送書類が「郵送」された場合は、「FAX送信」が原則であるが、訴状にFAX番号の記載がない場合等

は、郵送される。ただし、直送書類が「窓口提出」された場合は、その場で受領書が渡される。

e . 原告（出願人）からの直送書類の送信方法

原告・代理人からの書類の直送についても、直送する準備書面、書証の写しを、「郵送」又は「窓口での提出」する。ただし、期日が切迫している場合は、「FAX送信」した後、なるべく早く、書類を「郵送」又は「窓口提出」する。

また、受領書の送付方法は、原則「FAX送信」であるが、「郵送」又は窓口提出でも可能である。

なお、本人訴訟の場合の副本等の送付において、次回期日までに余裕があるときは、特許庁から直送せず、東京高等裁判所（知的財産高等裁判所）から送付される場合もある。

当事者照会（新民事訴訟法第163条）

旧民訴法下では、当事者は、訴訟関係を明りょう瞭にするため必要があるときに限って、裁判長に対し相手方への釈明権の行使を求めることができるものとされていた。

相手方に情報の提供を求めることができる場合を訴訟関係を明りょう瞭にするため必要がある場合に限ったのでは、当事者が主張、立証の準備をする上で不十分であるし、当事者間で直接やりとりをする方が当事者にとっても裁判所にとっても便宜であると考えられたことから、新法では、当事者が主張、立証に必要な情報を相手方から直接入手することができるようにするため、「当事者は、訴訟の係属中、相手方に対し、主張又は立証を準備するために必要な事項について、相当の期間を定めて、書面で回答するよう、書面で照会をすることができる」（民訴§163本文）という「当事者照会制度」が新設された。

a . 当事者照会可能時期

「訴訟の係属中」、すなわち、訴状の副本が被告に送達された後から、口頭弁論終結時まで

b . 照会可能事項

主張又は立証を準備するために必要な事項である（「訴訟関係を明りよ  
う瞭にするため」の必要な求釈明事項よりは広い）。例えば、公知文献が  
絶版の場合の文献の存在場所（図書館名等）、製品の設計図、製造工程表、  
実験データの存否の照会がある。

c．照会できない事項（民訴§163条ただし書き一～六）

具体的又は個別的でない照会

相手方を侮辱し、又は困惑させる照会

既にした照会と重複する照会

意見を求める照会

相手方が回答するために不相当な費用又は時間を要する照会

民訴§196、197の規定により証言を拒絶することができる事項と同様の  
事項についての照会

d．照会書の記載事項

照会書の記載事項は次のとおりであり（民訴規§84）、照会事項は項目  
を分けて記載する（民訴則§84）。

当事者及び代理人の氏名

事件の表示

訴訟の係属する裁判所の表示

照会年月日

照会事項及びその必要性

民訴§163の規定により照会をする旨

回答すべき期間

照会をする者の住所、郵便番号及びファクシミリの番号

e．照会宛先

書類の送達場所である特許庁審判部訟務室宛に、郵送又は窓口提出す  
る（被告指定代理人宛ではない）。

ただし、期日が切迫している場合は、FAX送信でもよいが、その後、  
郵送又は窓口提出する。

送達場所：問い合わせ先

特許庁審判部訟務室

〒100-8915 東京都千代田区霞が関3丁目4番3号

電話 03-3581-1101（内線）3739・3740

F A X 03-3584-1988

（参考）東京高等裁判所（知的財産高等裁判所）と特許庁間の協力確認事項

特許庁審判部は、東京高等裁判所（知的財産高等裁判所）からの要請を受けて、訴訟事件の審理がスムーズに進行するように、下記の点について、協力することを確認した。

1) 「弁論準備手続」に対する異議の確認について

民訴§168及び民訴則§60の規定により、口頭弁論の期日指定せず、弁論準備手続に付す場合、当事者に異議が無いことが「弁論準備手続」に付すための要件とされた。このため、裁判所は、各件毎に異議の有無を確認する必要が生じた。

特許と実用新案の事件の準備手続については、従来どおり、原則「弁論準備手続」をしたいとのことであり、審判部では、答弁書において、異議が無い場合は、予めその旨を表記することとした。

2) 準備書面と書証の写しの提出形態について

ファクシミリでは鮮明でないこと、審理用副本の作成が大変なことから、準備書面と書証の写しの提出については、従来どおり、原本1通と裁判所用の写し3通を裁判所に窓口提出することとした。

3. 上 告

(1) 上 告

高等裁判所の判決に不服があるときは、最高裁判所に上告することができる。

上告状は東京高等裁判所に提出する（民訴法§314）。

(2) 上告期間

上告は、判決の送達があった日から2週間以内に行うことができ（民訴§

313準用285) この期間は、不変期間である(民訴§285)。

(3) 上告理由

上告理由は、判決に憲法の解釈の誤りがあることなどの、憲法違反と法令違反のうち重大な手続法違反があることなどの絶対的上告理由に限定される。

また、判例違反などの法令解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件について裁量的に決定で上告受理できる制度ができた(民訴§318)。

そして、決定・命令について、法令解釈の統一を図れない状況にあるのを改めるため、高裁の決定・命令に対して、当該高裁の許可により最高裁に抗告ができる許可抗告の制度ができた(民訴337)。

(4) 判 決

判決には、上告棄却、破棄差戻し又は破棄自判がある。

(改訂~~中~~17.7)

**付録 2**  
**平成 5 年法律第26号及び**  
**平成15年法律第47号による**  
**特許法等の審判手続改正関連資料**

- ( 1 ) 審判制度の併存状態
- ( 2 ) 平成15年法改正後の審判制度について
- ( 3 ) 特許法等の平成15年法改正に伴う経過措置
- ( 4 ) 特許法等の平成 5 年法改正に伴う経過措置
- ( 5 ) 新旧特許・実用新案法の適用関係（平成15年法改正）
- ( 6 ) 新旧特許・実用新案法の適用関係（平成 5 年法改正）

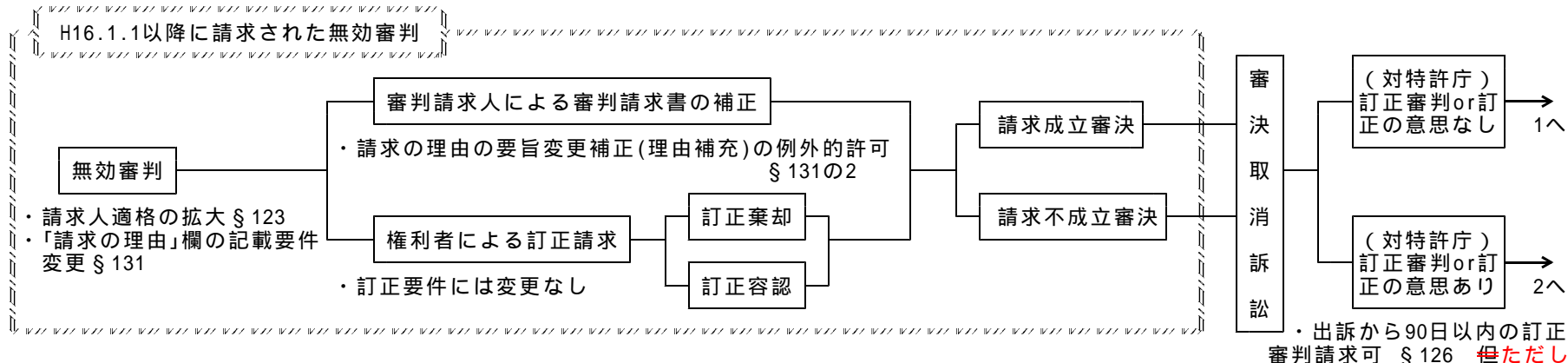


## (1) 審判制度の併存状態

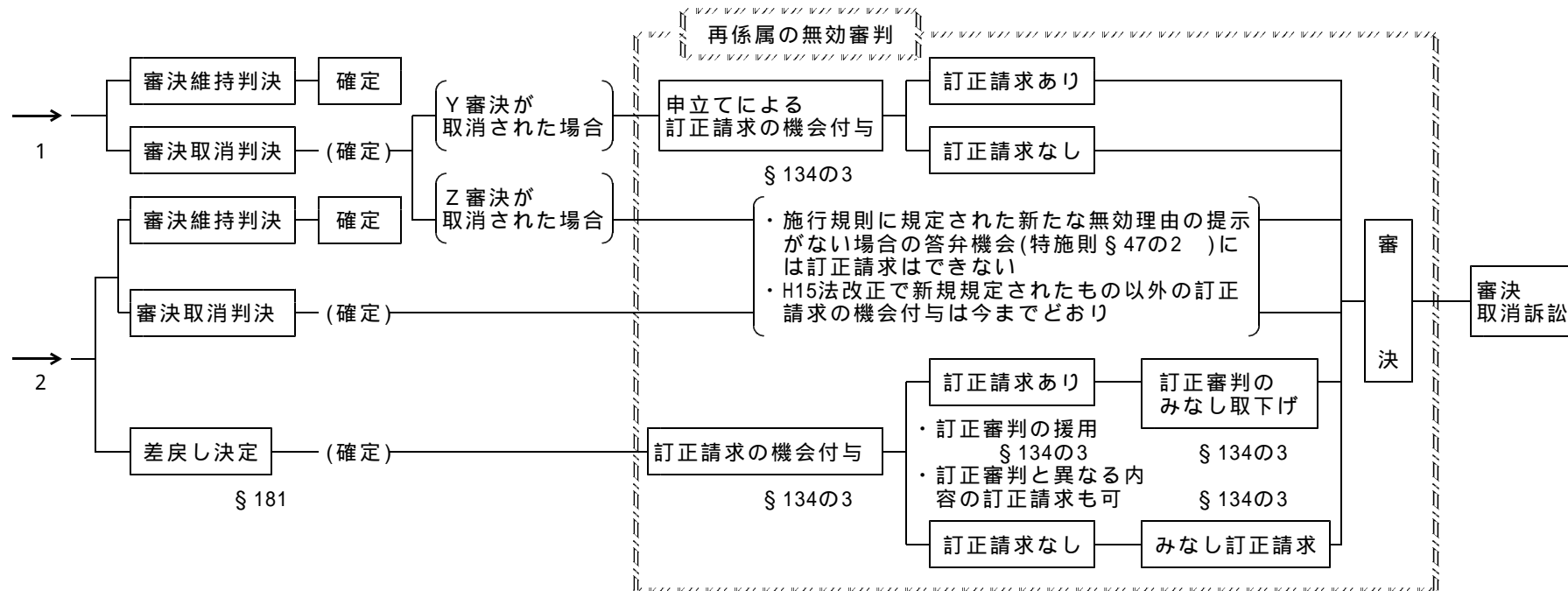
|            |                                    |   |
|------------|------------------------------------|---|
| 拒絶査定不服審判   | H 5 年法適用                           | H6.1.1以降の出願<br>・補正の制限あり   |
|            | H 5 年法不適用                          | H6.1.1前の出願<br>・補正の制限無し  |
| 補正却下決定不服審判 | H 5 年法適用                           | H6.1.1以降の出願における補正却下<br>・補正却下決定不服審判の廃止   |
|            | H 5 年法不適用                          | H6.1.1前の出願における補正却下  |
| 訂正審判       | H 1 5 年法適用                         | H16.1.1以降に請求された審判<br>・訂正審判請求の時期的制限あり。   |
|            | H 5 年法適用<br>H 1 5 年法不適用            | H6.1.1～H15.12.31に請求された審判<br>・新規事項の追加禁止。<br>無効審判係属中の訂正審判は請求不可。<br>請求公告制度及び請求公告異議制度なし。出訴後、訂正審判請求の時期的制限なし。   |
|            | H 5 年法不適用                          | H6.1.1前に請求された審判<br>(新規事項追加禁止なし。訂正審判請求時期の制限なし。請求公告制度及び請求公告異議制度あり。)   |
| 訂正無効審判     | H 5 年法適用                           | H6.1.1以降に請求された訂正審判、及び、無効審判手続中における訂正請求についての審判は廃止<br>(不適法な訂正は無効審判における無効理由となる。)  |
|            | H 5 年法不適用                          | H6.1.1前に請求された訂正審判による不適法な訂正についての審判<br>(不適法な訂正は無効審判における無効理由とならない。)  |
| 無効審判       | H 1 5 年法適用<br><新々無効審判>             | H16.1.1以降に請求された審判<br>(請求人適格の拡大、請求書「請求の理由」の記載要件規定、審判請求書「請求の理由」の要旨変更補正(理由補充)の例外的許可、裁判所による差戻し決定後の訂正請求機会付与)<br>・無効審判請求がされた請求項には独立特許要件を課さない。                     |
|            | H 5 年法適用<br>H 1 5 年法不適用<br><新無効審判> | H6.1.1以降の出願についてH6.1.1～H15.12.31に請求された審判<br>(審判手続中で訂正請求可能。新規事項を追加する補正、H 5 年法適用前の訂正審判による不適法な訂正は無効理由となる。)<br>・H12.1.1以降に請求された訂正のうち、無効審判請求がされた請求項には独立特許要件を課さない。 |
|            |                                    | H6.1.1前の出願案件についてH6.1.1～H15.12.31に請求された審判<br>(審判手続中で訂正請求可能。新規事項を追加する補正、H 5 年法適用前の訂正審判による不適法な訂正は無効理由でない。)   |

|                                    |  |
|------------------------------------|--|
| H 5 年法不適用<br><旧無効審判>               | H6.1.1前に請求された審判<br>(審判手続中で訂正請求不可。新規事項追加の補正、H 5 年法適用前の訂正審判による不適法な訂正は無効理由でない。)   |
| <b>实用新案登録無効審判</b>                  |  |
| H 1 5 法適用<br><新々無効審判>              | H17.4.1以降に出願されたものについての審判請求<br>(請求人適格の拡大、請求書「請求の理由」の記載要件規定、審判請求書「請求の理由」の要旨変更補正(理由補充)の例外的許可、裁判所による差戻し決定後の訂正請求機会付与、減縮等を目的とする訂正要件を満たさない訂正は無効理由となる。)                            |
|                                    | H6.1.1～H17.3.31に出願されたものについてH16.1.1以降の審判請求<br>(請求人適格の拡大、請求書「請求の理由」の記載要件規定、審判請求書「請求の理由」の要旨変更補正(理由補充)の例外的許可、裁判所による差戻し決定後の訂正請求機会付与、新規事項を追加する補正、H5年法適用前の訂正審判による不適法な訂正は無効理由となる。) |
|                                    | H6.1.1前に出願されたものについてH16.1.1以降の審判請求<br>(請求人適格の拡大、請求書「請求の理由」の記載要件規定、審判請求書「請求の理由」の要旨変更補正(理由補充)の例外的許可、新規事項を追加する補正、及び、H6.1.1以前の訂正審判による不適法な訂正は無効理由にならない。)                         |
| H 5 年法適用<br>H 1 5 年法不適用<br><新無効審判> | H6.1.1以降に出願されたものについてH16.1.1前の審判請求<br>(請求項削除の訂正書のみ提出可能。<br>新規事項を追加する補正は無効理由にならない。)  |
|                                    | H6.1.1前に出願されH6.1.1～H15.12.31の審判請求<br>(訂正は訂正審判による。<br>新規事項を追加する補正は無効理由にならない。)   |
| H 5 年法不適用<br><旧無効審判>               | H6.1.1前に請求された審判<br>(訂正は訂正審判による。)   |

## ( 2 ) 平成15年改正後の審判制度について ( 無効審判と出訴後の訂正審判 )



書



## (3) 特許法等の平成15年法改正に伴う経過措置

| 審判の種類             | 改正内容  | 新法適用対象   |
|-------------------|---|--|
| 1. 異議申立<br>(商標以外) | (1)廃止する。  | a. 新法施行後の申立は廃止される。<br>b. 新法施行以降は異議申立期間であっても申立不可。   |
| 2. 無効審判           | (1)請求人適格<br>何人も請求することができる。ただし共同出願違反又は冒認出願を理由とするものは、利害関係人に限り請求することができる。  | a. 新法施行後になされた審判請求から適用される。<br>b. 新法施行前の審判請求が利害関係人によらない請求であった場合、(たとえ新法施行以降であっても) 審決却下となる。  |
|                   | (2)審判請求書「請求の理由」の記載要件<br>請求の理由は、特許を無効にする根拠となる事実を具体的に特定し、かつ、立証を要する事実ごとに証拠との関係を記載したものでなければならない。  | a. 新法施行後の審判請求から適用される。<br>b. 新法施行前の審判請求における審判請求書が左記の記載要件を満たしていないことを理由としては(たとえ新法施行後であっても) 決定却下とならない。   |
|                   | (3)審判請求書の補正要件<br>「請求の理由」の要旨変更にあたる補正(理由補充)の例外的許可   | a. 新法施行後の審判請求から適用される。<br>b. 新法施行前の審判請求における審判請求書の要旨を変更する補正は(たとえ新法施行後の補正であっても) 認められない。   |
|                   | (4)無効審判の審決取消訴訟に関する規定<br>無効審判への審理の差戻し決定と再係属の無効審判における訂正請求の機会<br>1) 裁判所は職権で審理を特許庁に差戻すために審決を決定により取消することができる。<br>2) 差戻しの決定又は取消の判決が確定したときは、無効審判の審理に再係属する。<br>3) 差戻しの決定により無効審判に審理が再係属した際には訂正請求の機会を付与する。<br>4) 取消の判決により無効審判に審理が再係属した際には、権利有効審決が取消された場合に限って権利者の申出により訂正請求の機会を付与できる。<br>訂正審判と、差戻し後の無効審判との調整規定(訂正の吸収規定)<br>1) 差戻しの決定があった場合、訂正審判の訂正明細書等を訂正請求時に援用できる。 | a. 新法施行後に提起された無効審判に対する審決取消訴訟について適用する。<br>b. 新法施行前に提起された無効審判に対する審決取消訴訟については、<br>・差戻し決定の規定<br>・審決取消後の再係属の無効審判における新法による訂正請求機会付与の規定<br>・訂正審判と再係属の無効審判の調整に関する規定は適用されない。 |

|         |  |  |
|---------|--|--|
|         | <p>2) 差戻しの決定又は取消の判決による再係属の無効審判において訂正請求がなされたときは、訂正審判の請求は取下げられたものとみなす。</p> <p>3) 差戻しの決定又は取消の判決による再係属の無効審判において指定期間内に訂正請求がなされなかったときは、期間の末日に訂正請求がなされたものとみなす。</p>                    |  |
| 3. 訂正審判 | <p>(1) 審決取消訴訟提起後の訂正審判の時期的制限<br/>無効審判の審決確定までは原則として訂正審判を請求することができない。<br/>例外的に審決取消訴訟提起があった日から起算して90日間に限り訂正審判の請求が認められる(ただし審決取消の判決または決定が確定したあとは90日間の期間内であっても訂正審判の請求をすることはできない)。</p> | <p>a. 新法施行以後に請求される訂正審判について適用する。</p> <p>b. 新法施行前に無効審判の審決取消訴訟が提起されている場合は訴訟が確定するまでは新法の適用はなし(訂正審判の時期的制限はなし)。</p> |

## (4) 特許法等の平成5年法改正に伴う経過措置

| 審判の種類           | 改正内容   | 新法適用対象  |
|-----------------|--|---|
| 1. 無効審判（特許・旧実用） | (1)無効理由<br>改正前の特許法第123条に列記の理由の他、以下のものが追加される。   |   |
|                 | 新規事項を追加する補正、及び、  | a. 新法施行後になされた出願から適用される。<br>b. 新法施行前の出願が（たとえ新法施行後であっても）審査段階で新規事項が追加された場合は、無効理由とならない。   |
|                 | 不適法な訂正<br>(新規事項を追加する訂正を含む。)  | a. 新法施行後に請求された訂正審判において看過された不適法な訂正、及び、無効審判手続中において看過された不適法な訂正に適用する。<br>b. 新法施行前に請求された訂正審判において（たとえ審決が新法施行後になされたものであっても）看過された不適法な訂正は無効理由に該当しない。（従前どおり、訂正無効審判で争う。ただし、新規事項を追加する訂正は訂正無効理由にも該当しない。） |
|                 | (2)訂正請求<br>訂正可能な時期：無効審判が特許庁に係属している場合には、次の期間に限り、手続の一環として訂正請求が可能である。<br>1) 無効審判請求書に対する答弁書提出期間、及び、<br>2) 職権による特許無効理由通知に対する意見書提出期間。<br>訂正可能な範囲：現行の特許法第126条に、新規事項追加の禁止が加わる。 | a. 新法施行後に請求された無効審判について適用する。<br>b. 新法施行前に請求された無効審判については、（たとえ審決が新法施行後になるとしても）無効審判手続中に訂正を行うことはできない。  |
| 2. 訂正審判         | (1)新法施行後に請求された無効審判が特許庁に係属している場合は、訂正審判を請求することは不可。<br>注) 無効審判の審決取消訴訟中は訂正審判を請求することは可能。<br>(2)請求公告制度及び請求公告異議制度は廃止する。<br>(3)訂正可能な範囲：現行の特許法第126条に、新規事項追加の禁止が加わる。             | a. 新法施行後に請求された訂正審判について適用する。<br>b. 新法施行前に請求された訂正審判においては、（たとえ当該訂正審判の審決が新法施行後になるとしても）請求公告、請求公告異議及び訂正無効審判が存続する。   |

| 審判の種類       | 改正内容  | 新法適用対象  |
|-------------|---|---|
| 3. 訂正無効審判   | (1)廃止する。  | a. 新法施行後に請求された訂正審判によりなされた訂正及び無効審判手続中になされた訂正について、訂正無効の審判は廃止する。<br>b. 新法施行前に請求された訂正審判において（たとえ審決が新法施行後になされたものであっても）看過された不適法な訂正については、従前どおり、訂正無効審判が存続する。 |
| 4. 補正却下不服審判 | (1)廃止する。  | a. 新法施行後になされた出願について、廃止する。<br>b. 新法施行前になされた出願については、従前どおり、補正却下不服審判が存続する。  |
| 5. 拒絶査定不服審判 | (1)審判請求時の補正可能な範囲<br>未公告出願<br>1) 特許請求の範囲の補正については、請求項の削除、限定的減縮、誤記の訂正、又は、明りょう瞭でない記載の釈明を目的とするものが可能。但ただし、新規事項追加の補正は不可。<br>2) 明細書及び図面については、新規事項を追加する補正は不可。<br>既公告出願<br>旧特許法第64条 + 新規事項追加の禁止。<br>(2)公告前の出願の補正可能な範囲<br>最初の拒絶理由通知に対する補正<br>新規事項を追加しない範囲で補正が可能。<br>最後の拒絶理由通知に対する補正<br>審判請求時の補正可能な範囲と同じ。<br>(3)公告後に出願の補正可能な範囲<br>現行特許法第64条 + 新規事項追加の禁止。<br>(4)異議申立<br>異議申立理由については、現行特許法第55条によるものの他、公告前になされた補正が新規事項を含む場合が追加される。 | a. 新法施行後になされた出願について適用する。<br>b. 新法施行前になされた出願については従前どおりである。   |

## ( 5 ) 平成15年法改正における新・旧特許法の適用関係

無効審判制度と審決取消訴訟との関係の適正化 特・意無効審判、旧実用無効審判、訂正審判

- (1) 異議申立制度の廃止と無効審判請求人適格の拡大 旧 § 113 ~ 旧 § 120 の削除 § 123
- (2) 審決取消訴訟出訴後の訂正審判請求の時期的制限 § 126
  - ・無効審判の審決から審決確定までの期間の原則訂正審判請求遮断
  - ・出訴後一定期間 ( 90 日 ) に限り訂正審判請求を許容
- (3) 審決又は決定の取消判決と差戻し決定規定 § 181
- (4) 審決取消、差戻し後の訂正請求の機会付与 § 134 の 2 § 134 の 3 , , ,
  - ・審決取消判決後の再係属した無効審判における申立による訂正請求の機会付与
  - ・差戻し決定後の訂正請求の機会付与とみなし訂正請求
- (5) 訂正請求がなされた場合における訂正審判のみなし取下げ § 134 の 3
- (6) 審決取消訴訟における求意見・意見陳述 § 180 の 2

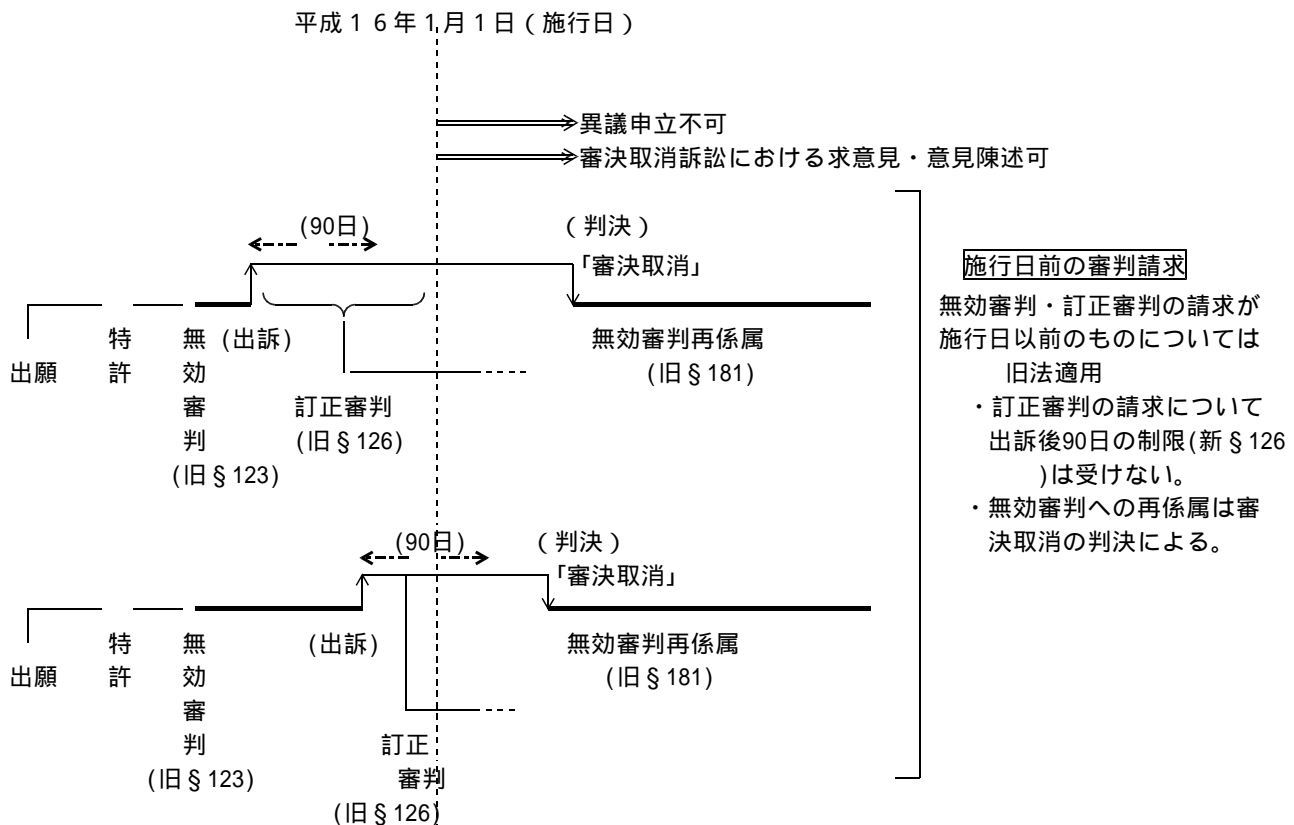
：平成15年法適用の訂正審判  
 ：旧法適用の訂正審判

：平成15年法適用の無効審判  
 ：旧法適用の無効審判

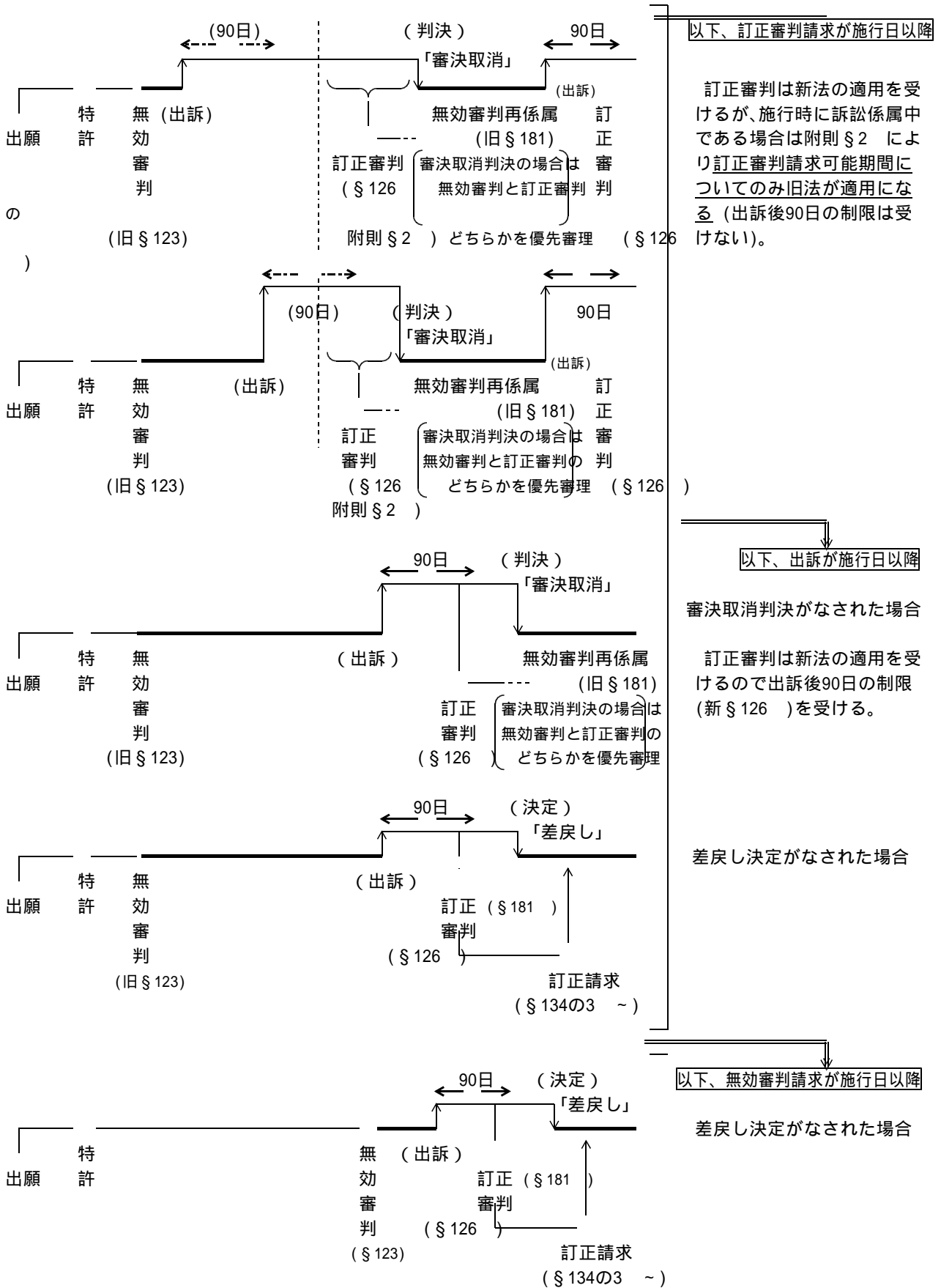
————— = 無効審判  
 「差戻し」 = 新法 § 181 に規定の審決取消訴訟における裁判所による差戻し決定

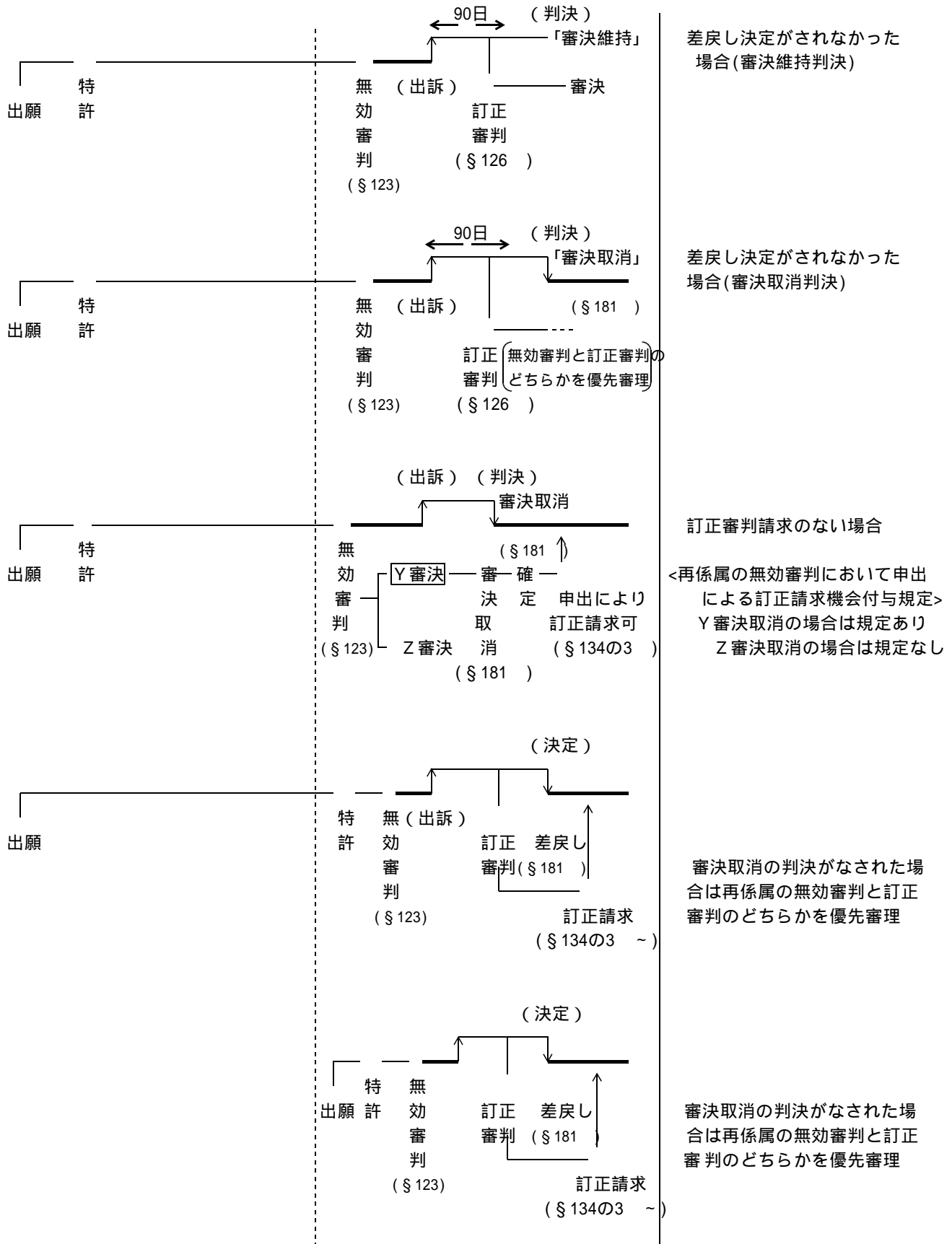
### 線表の見方

「出願 ( 出願日 )」、「特許 ( 登録日 )」、「無効審判 ( 審判請求日 )」、「出訴 ( 審決取消訴訟出訴日 )」、「訂正審判 ( 審判請求日 )」がそれぞれ、平成16年1月1日 ( 平成15改正法施行日 ) との前後関係において一致する線表を選択することにより、その無効審判、訂正審判が、新法 ( 平成15年改正法 ) 適用になるものかどうか ( , : 新法適用、 : 旧法適用 ) を判断することができる。





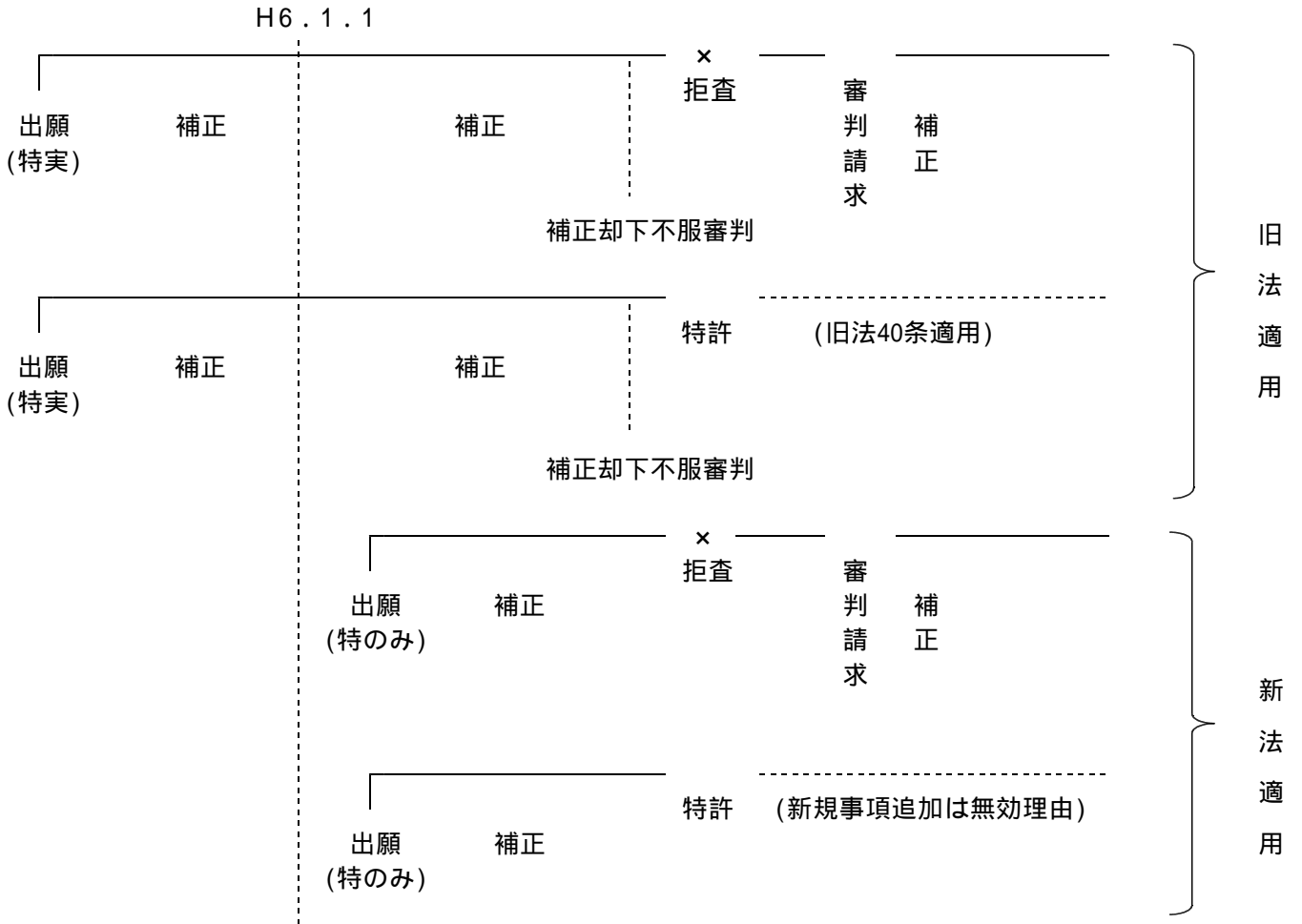




## (6)平成5年法改正における新旧特許・実用新案法の適用関係

### 1. 補正の適正化

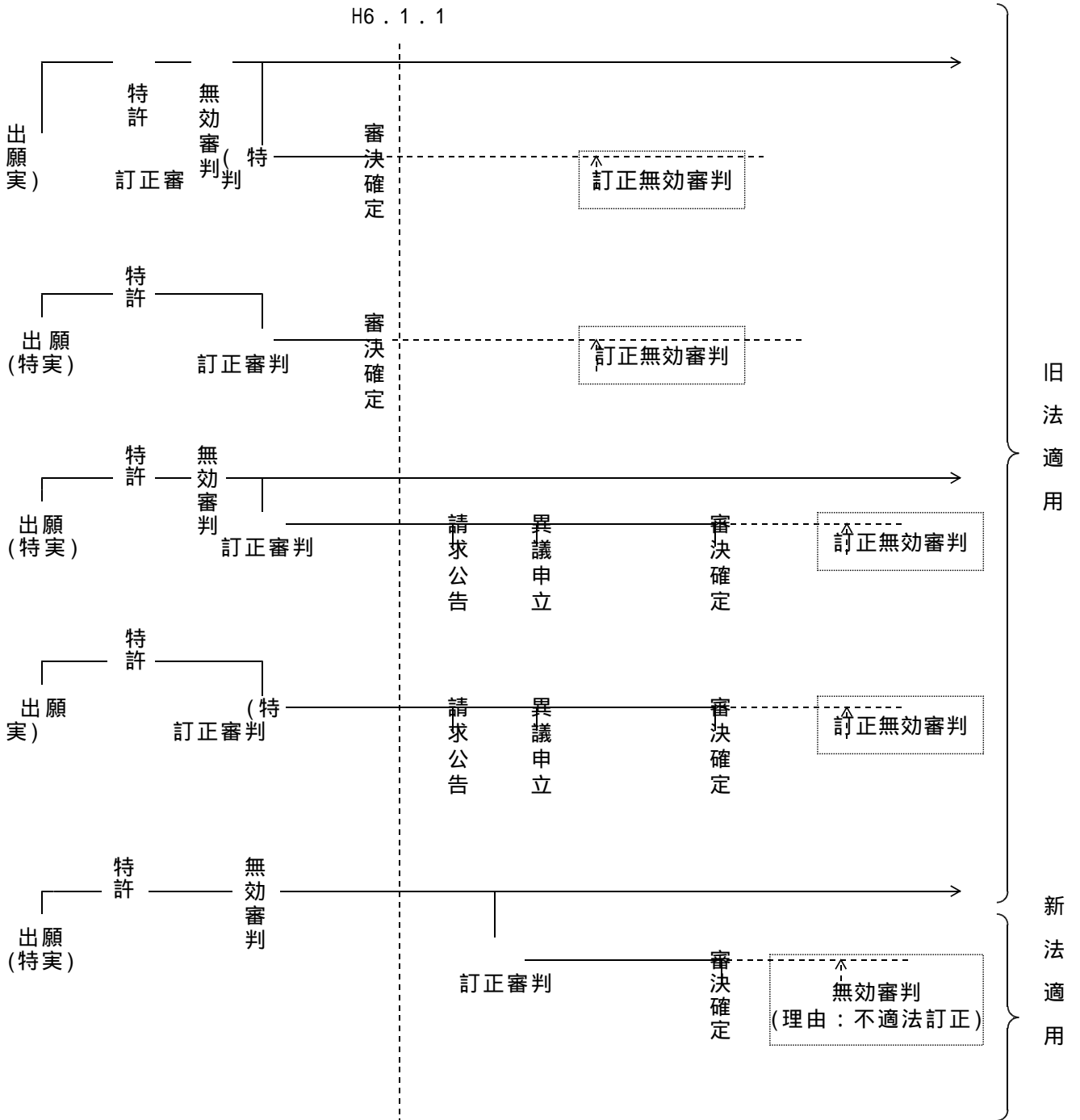
- |                                   |                        |
|-----------------------------------|------------------------|
| (1)新規事項の追加不可                      | ; 新法適用の補正<br>; 旧法適用の補正 |
| (2)新規事項の追加は拒絶理由・無効理由(補正却下不服審判は廃止) |                        |
| (3)特許請求の範囲の補正の適正化                 |                        |
| (4)公告後補正も新規事項追加不可                 |                        |

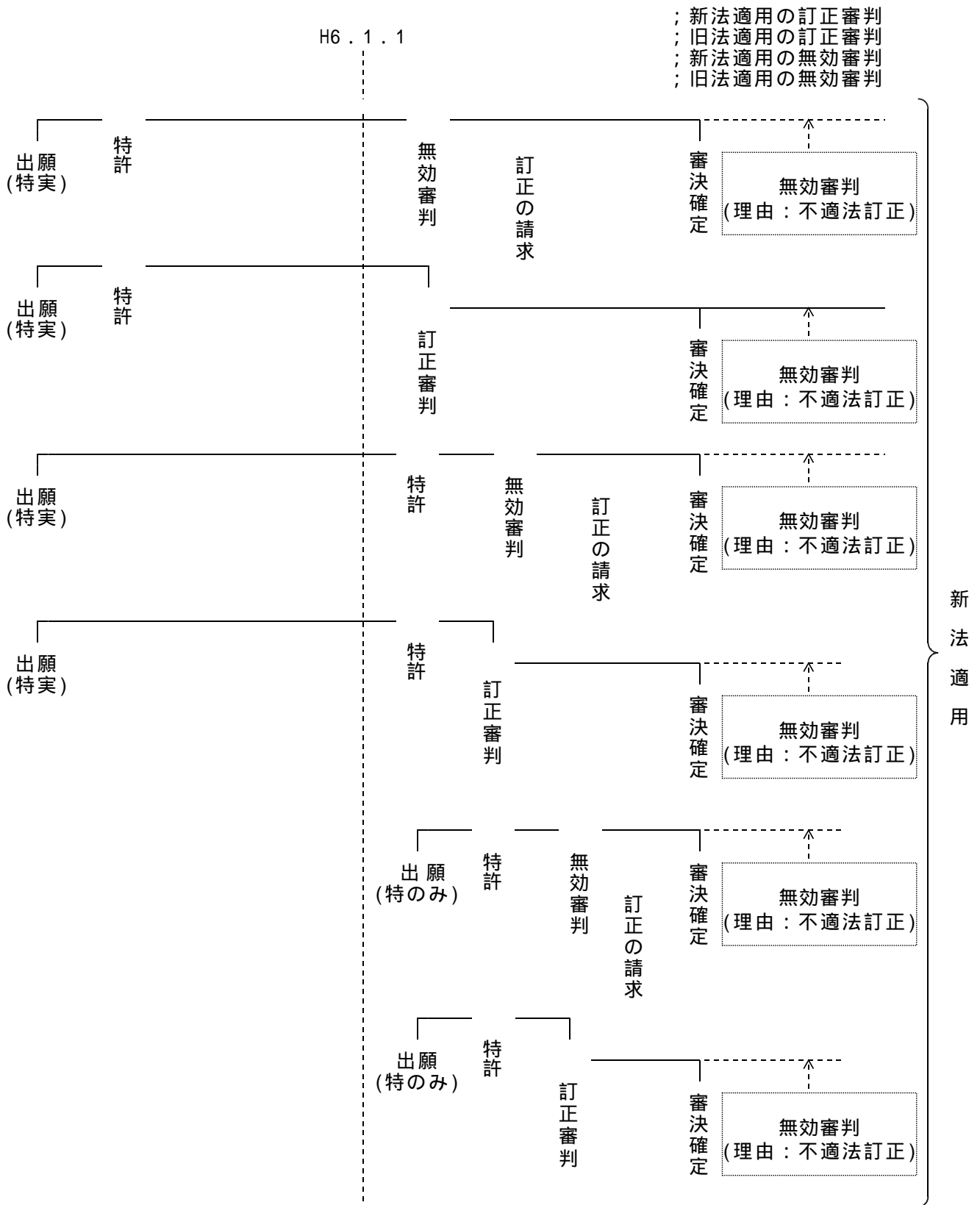


2 . 審判手続の簡素化

- (1)無効審判手続中で特許の訂正が可能
- (2)無効審判が特許庁係属中は訂正審判の請求は不可
- (3)訂正の範囲の適正化(新規事項の追加不可)
- (4)訂正の請求公告、訂正異議申立制度の廃止
- (5)不適法訂正は無効理由(訂正無効審判の廃止)

; 新法適用の訂正審判  
 ; 旧法適用の訂正審判  
 ; 新法適用の無効審判  
 ; 旧法適用の無効審判





(改訂H10.3)